

北九州市議会基本条例

平成23年9月30日
条例第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の役割（第2条）

第3章 議員の役割（第3条－第5条）

第3章の2

災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備（第5条の2）

第4章 議会と執行機関との関係（第6条－第8条）

第5章 議会運営（第9条－第11条）

第6章 議会と市民との関係（第12条－第16条）

第7章 議会の機能強化（第17条－第20条）

第8章 その他（第21条－第25条）

付則

日本国憲法においては、地方自治体にはその議事機関として議会が設置されることや、議会の議員と執行機関である地方自治体の長はそれぞれの選挙を通じて主権者から信任を得て、その役割を果たす二元代表制をとることが規定されている。

この二つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いを尊重し、それぞれ適切にその役割を果たすことが求められている。

国と地方の関係に大きな変化が生じ、議会に対する市民の関心も高まりを見せるなか、北九州市議会においても市民との協働による開かれた議会の実現を目指すことが求められている。

よって、北九州市議会は、市民への責任を果たすため、議会や議員の役割及び活動原則、議会と執行機関との関係及び議会と市民との関係等を明らかにし、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の役割

(議会の役割及び活動原則)

第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 独任制である市長その他執行機関に対して適切な監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題について先進事例等の調査を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民との意見交換等を通じて多様な課題の解決に取り組むこと。
- (2) 議員相互間及び市長その他の執行機関との討議を活発に行うこと。
- (3) 議会活動について、市民への説明責任を果たし、情報公開を行うこと。
- (4) 議会を取り巻く情勢の変化を認識し、不断の議会改革を行うこと。

(令2条例39・一部改正)

第3章 議員の役割

(議員の責務)

第3条 議員は、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め、高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えなければならない。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
- (2) 市政の課題について、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (3) 市民との協働による開かれた議会の実現に資するため、不断の努力を行うこと。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 多様な市民の意見と市政の課題を的確に把握し、市の政策立案及び政策提言に適切に反映させること。
- (2) 市の政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- (3) 各区の実情等の把握に努め、市全体の利益を勘案して、本市の意思

決定に反映させること。

(4) 自らの議会活動及び議会における政策立案、政策決定等の過程について、市民にわかりやすく説明すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案等その意思を決定するときは、会派内で十分な討議を行うものとする。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章の2 災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備

第5条の2 議会は、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全及び安心を確保するため、市長その他の執行機関と連携及び協力をし、その迅速な活動が図られるよう、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

(令2条例39・一部改正)

第4章 議会と執行機関との関係

(市長その他の執行機関との関係)

第6条 二元代表制の下、議事機関である議会と市長その他の執行機関は、独立対等の立場で、適度な緊張関係と信頼関係を築き、相互の議論を深め、調整を行いながら、本市の意思決定を行う。

(資料の要求)

第7条 議会は、市長その他の執行機関に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

(議決事件)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、別に定める。

第5章 議会運営

(議会運営)

第9条 議会は、議会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則に則り民主的で円滑な運営を推進する。

2 議会運営に関わる事項については、この条例の趣旨に則り、議会運営委員会において協議し、調整する。

3 議長は、議会を代表して、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければな

らない。

- 4 副議長は、議長と協力し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(委員会)

第10条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会を置く。

- 2 常任委員会は、その所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行い、議案、請願等を審査する。
- 3 議会運営委員会は、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するため、議会の運営に関する事項等について調査を行い、議案、請願等を審査する。
- 4 特別委員会は、その目的、委員の数、設置する期間を明確にして、特定の付議事件を審査する。

(平24条例74・一部改正)

(会議等における質疑応答)

第11条 会議等における質疑応答は、市民へのわかりやすさに留意する。

- 2 会議等における質疑応答については、議員は、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかを選択することができる。
- 3 市長その他の執行機関は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言することができる。

第6章 議会と市民との関係

(市民参加)

第12条 議会は、議会活動の過程において、市民との協働による開かれた議会の実現に努めなければならない。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第13条 議会は、議案等の審議及び審査並びに調査に当たっては、公聴会及び参考人の制度を積極的に活用するものとする。

(平24条例74・一部改正)

(議会活動の報告等)

第14条 議会は、市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行い、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。

(令2条例39・一部改正)

(議会広報の充実)

第15条 議会は、市民が市政に関心を深める議会広報を行い、情報伝達手段

の進化に応じて充実、強化しなければならない。

(会議等の公開)

第16条 議会は、開かれた議会運営に資するため、会議等を原則として公開する。

2 議会は、本会議の会議録及び委員会の議事等の記録を作成し、公開する。

3 議会は、会議等で用いた資料を積極的に公開する。

第7章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第17条 議会は、市長その他の執行機関の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(学識経験者等の活用)

第18条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(議会事務局の機能強化)

第19条 議会は、議会の機能を充実強化し、効果的かつ円滑な運営を確保するため、議会事務局を設置し、その機能強化に努めるものとする。

2 議会事務局は、議長の指揮監督の下、議会活動を補佐し、議会に関する事務を執行する。

3 議会は、専門的な知識経験を有する者等を活用する等、議会事務局の体制の強化及び運営の充実を図ることができる。

(議会図書室の充実強化)

第20条 議会は、その役割を果たすために、必要な資料等を収集し、保管する議会図書室を設置し、充実強化に努めるものとする。

第8章 その他

(議員定数等)

第21条 議員定数並びに議員報酬、費用弁償及び期末手当については、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保を考慮するとともに、他の地方自治体の状況、社会経済情勢等を踏まえて、別に条例で定める。

(政務活動費)

第22条 議会は、政務活動費を活用して、政策立案及び政策提言並びに市長その他の執行機関に対する適切な監視及び評価などの議会活動の充実強化に努めるものとする。

2 政務活動費については、その用途の透明性を確保しなければならない。

3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。

(平24条例74・一部改正)

(議員の資産等の公開)

第23条 政治倫理の確立のための議員の資産等の公開については、別に条例で定める。

(他の条例等との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

付 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月19日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号。以下「改正法」という。)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定の施行の日から、第22条の改正規定は改正法中地方自治法第100条第14項の改正規定の施行の日から施行する。

付 則 (令和2年9月11日条例第39号)

この条例は、令和2年10月7日から施行する。